

## 川崎市民間老人いこいの家管理運営要綱

### (趣旨)

第1条 民間老人いこいの家(以下「老人いこいの家」という。)は、老人に健全な娯楽及び休息の場を提供し、老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 老人いこいの家は、地域の福祉団体等が、民家あるいは民間の団体の管理に属する建物を借りあげる等、定例的に週6日以上老人のために開放し、市の基準に合致し、市が指定したものをいう。

### (指定基準)

第3条 老人いこいの家の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 専用できる居室が原則として1階にあって、通風・採光の良好なこと。
- (2) 湯沸かし場及び便所は、家族の使用するものとは別であること。
- (3) 利用者が気兼ねなく出入りできること。
- (4) なるべく交通等の安全が保たれる場所にあること。
- (5) 電話(呼び出し電話でも可)があること。
- (6) 老人いこいの家の定員は、利用人員1人当たり1㎡程度を確保できること。

2 老人いこいの家の利用基準は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、市内に住居を有する原則として60歳以上のものとする。
- (2) 利用料は、無料とすること。
- (3) 利用者は、入所するときに利用簿に所定の事項を記載すること。
- (4) 利用日・利用時間等については、老人いこいの家に掲示し、利用者に周知させなければならないこと。

ただし、利用時間は、原則として午前9時から午後4時までとする。なお、休所日については、別途、定めるものとする。

- (5) 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- ア 使用時間を厳守すること。
- イ 施設・設備等を滅失し、又はき損するおそれのある行為をしないこと。
- ウ 許可なく火気を使用しないこと。
- エ 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- オ 所定の場所以外で喫煙しないこと。
- カ その他世話人の指示した事項。

3 老人いきいの家の管理基準は、次のとおりとする。

- (1) 老人いきいの家には、必ず「老人いきいの家」の表示をしなければならない。
- (2) 老人いきいの家には、必ず管理人を設置し、また、地域の福祉団体等に属する代表者等若干名をもって構成する運営委員会を組織しなければならない。
- (3) 運営委員会は、その管理運営の責任を負う。
- (4) 管理人の業務は、次のとおりとする。
  - ア 受付事務に関すること。
  - イ 設備並びに備品類の維持管理に関すること。
  - ウ 利用者に対する湯茶の接待に関すること。
  - エ 利用者の秩序維持に関すること。
  - オ その他管理運営上必要なこと。
- (5) 管理人は、利用者が次の各号の一に該当する場合は、入所を禁じ、又は退室を命ずること。
  - ア 泥酔し、又は他人に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
  - イ 危険な物品を携帯し、又は動物を伴うとき。
  - ウ 伝染性疾病を有するとき。
  - エ その他管理上支障があるとき。

附則

この要綱は、平成5年7月8日から施行する。